万国労働者団結せよ！　万国の労働者と被抑圧民族団結せよ！

労働者共産党 中央機関紙

# プロレタリア

第653号（統合297号）
2024.3.1
1976年6月7日第三種郵便物認可《月1回刊1日発行》
定価150円（12回送料込2500円・密封2800円）

発行所・新世界通信　発行人・小川春夫
東京都足立区梅島2－38－11－303
TEL 03(3849)4953　FAX 03(3849)4938
郵便振替　00160－4－174947
E-mail ga3129@i.bekkoame.ne.jp
URL http://www.bekkoame.ne.jp/i/ga3129

## 朝鮮戦争は絶対阻止！

### 2・29韓米合同軍事演習中止！米大抗議行動が

欧州でウクライナ戦争が3年目に入るなか、中東のガザ自治区では、イスラエル軍のパレスチナ人民への大虐殺が、犠牲者3万人を超えて続いている。南部ラファへの侵攻阻止、ガザ封鎖解除・住民救援が全世界の喫緊の課題である。

これらの惨状に続き、東アジアの朝鮮半島でも昨年来、第二次朝鮮戦争・核戦争の危険が急速に高まってきた。韓国ユン・ソンニョル政権がその登場以来、前政権と朝鮮キム・ジョンウン政権との合意である「板門店宣言」「ピョンヤン宣言」を事実上否定し、韓日関係が「正常化」され、米主導による韓米日の戦争態勢が作られてきた。

これに対し、ついに朝鮮側が昨年末、もはや「北南関係は同族関係ではなく、敵対的な二つの国家関係である」として対南政策を抜本的に変更した。

この対南政策の変更は、韓国・在日の民主統一勢力に大きな衝撃を与えたが、朝鮮半島の自主的平和統一を支持してきた我々日本の平和勢力にとっても大きな関心事である。今後の情勢を注視しつつ、朝鮮戦争絶対反対の世論を盛り上げ、緊張の根本原因である日米韓軍事一体化に反対し、日本の「戦争する国」化を打破する闘いをいっそう強化する必要がある。

3月4日より開始される米韓の合同軍事演習・フリーダムシールド（自由の盾）に対して、2月29日、資本主義を超える新しい時代を拓く反戦実行委員会（反戦実）の呼びかけで、この軍事演習の中止を訴えるアメリカ大使館抗議行動が行なわれた。今回の演習は、野外機動演習を倍化させ、過去の合同軍事演習に比べても最大級のものである。

29日当日は、警察の規制で米大使館から離れた住友不動産虎ノ門タワー前に集合した仲間たちが、午後1時から怒りの声を上げた。呼びかけ人を代表して反戦実の尾澤孝司さんが、関係情勢を詳細に報告し、米大に対し演習中止を訴えた。

この後オンラインで、韓国民主労総慶南地区本部長のキム・ウニョンさん（元韓国サンケン労組副支会長）から韓国国内情勢の報告、とりわけ民主労総をはじめ韓国労働者民衆による、ユン政権に対する戦争を起こさせない闘いの紹介と決意が熱く述べられた。

続いて参加の団体からは、戦争・治安・改憲NO！総行動実行委の池田さんが、岸田政権の今後の外交諸会議の設定は米帝と一体となった中国包囲・封じ込め策動であると指摘し、これへの対決を訴えた。また韓青同、統一マダン東京実行委員会、関単労、AWC（アジア共同行動日本委員会）から、それぞれ合同軍事演習反対の熱い発言があった。

今回のフリーダムシールドばかりではなく、韓米日の軍事挑発が絶え間なく繰り広げられることが想定される。3月1日朝鮮独立記念日には、米B52戦略爆撃機と自衛隊戦闘機8機による挑発的な演習が日本海などで行なわれた。戦争勃発を許さない幅広い闘いの継続が一層求められる。

（東京Ku通信員）

## 戦争・治安・改憲NO！総行動実行委

### ウクライナ経済復興会議に2・18抗議

首都圏の共闘組織である「戦争・治安・改憲NO！総行動実行委員会」（反戦実、組対法反対共同行動など）は、昨年G7広島サミット反対の東京行動、現地広島への代表派遣を闘い、その後東京で開催された法相会談、ウクライナ・ガザ問題を抱えた外相会談などに反対行動を取り組んできた。「帝国」アメリカの相対的地位低下に伴い、資本主義諸列強による世界支配の維持を図るため、人民の惨状などお構いなしに戦争遂行の協議というのが露骨に出ているG7に、真っ向から対決してきたのである。

今年に入ってからもこの流れは変わらず、米帝をはじめ資本主義諸列強はウクライナ支援、イスラエル支持の姿勢を強めている。その一環として、2月19日に「日本ウクライナ経済復興会議」が行なわれた。この会議は、戦争終結を願う当地人民を無視し、岸田政権も積極的にウクライナ戦争に関与すること、また復興利権をむさぼる意図を明らかにした。

これに反対し「総行動」は、開催前日の2月18日新宿デモを行なった。日曜日昼前、雑踏の新宿駅東口ロータリ前で、主催者からデモの意義が簡単に述べられた後、「日本ウクライナ経済復興会議反対！ウクライナ戦争反対！岸田は参戦政策をやめろ！」「ガザ虐殺反対！岸田はイスラエルを支持するな！」とのシュプレヒコールを響かせて、デモ行進を貫徹した。

憲法闘争でも「総行動」はこのかん、国会開催中には衆議院で憲法審査会が行なわれる日程（毎木曜）に合わせ、月一回議員会館前で行動してきた。早朝からの改憲反対の対国会集会・情宣である。

また3月12日、韓米合同軍事演習など日米韓軍事一体化の動きや台湾情勢に係わる拡大討論会を、南部労政会館で開催する。

3月20日に岸田が訪韓するならば、延期のもよう、緊張関係が激化している朝鮮半島情勢からしても、岸田訪韓阻止の闘いを取り組むことが予定されている。もちろん4月20日の岸田訪米阻止行動も取り組む。

この「総行動」のように、反戦、治安攻撃、改憲策動、反基地闘争、反差別、労働運動などの諸課題を取り組む団体、地域組織が横断的に共闘できる組織の存在は、今後益々重要となるだろう。

（東京Ku通信員）

## ウクライナに平和を！2・24青山集会

### 明確にすべき「即時停戦」

2月24日の昼、東京・青山公園の一角で、「ロシアのウクライナ侵略から2年・ウクライナに平和を！2・24青山集会&デモ」が行なわれ、約500名が参加した。主催は総がかり行動実行委。

集会では、平和フォーラムの藤本泰成さんによる主催者挨拶、憲法共同センターの小田川さん、原子力資料情報室の松久保さん、ピースボートの野平さんなどの発言、在日ウクライナ人・カテリーナさんの演奏などが行なわれた。

この行動では4つのスローガン、「ロシアは即時、撤退せよ！」「原発を占拠・攻撃するな！」「核使用の恫喝を許さない！」「すべての戦争と戦争準備に反対！」が掲げられた。

藤本さんは主催者挨拶で、2年前のプーチン政権による国連憲章違反の「特別軍事作戦」で始まったこの戦争は、侵攻ロシア軍と西側の支援を受けたウクライナ軍との間で戦争が膠着し、出口が見えない悲惨な戦争が続いている。しかし「ウクライナ頑張れとは、私は決して言わない」と述べて、平和の回復へ希望を述べた。

ウクライナの抗戦支持を掲げないのであれば、この行動は、今こそ「即時停戦」を前面に掲げるべきであった。ロシアの撤退が先決で、それなくしての停戦は侵略者のやり得になるという意見もある。しかしこの意見は、武器支援等で戦争を継続させているNATO・日本の諸政府と、実際上は同じ態度となる。ゼレンスキー政権のように、クリミア奪還まで和平条件にしていたら百年戦争である。

松久保さんは、サポリージャ原発、南ウクライナ原発の争奪戦という非常に危険な状況が、依然続いていることを報告した。この原発戦災という国際的脅威の一点をもっても、即時停戦が必要だ。

平和世論における正義論と現実論の対立とも言われている。しかしウクライナ頑張れが正義なのでもなく、ロシアの侵略を天日にみることが現実論なのでもない。我々国際労働者階級の立場は、労働者人民の殺し合いを即時・無条件で止めさせ、すべての交戦諸国における戦争離脱の政治変革を支持することである。

現在の階級的力関係では、遠からず再来してくる停戦交渉も、その先の講和交渉もブルジョア諸国家の長いパワーゲームとなるだろう。しかし、斬壕のクラスター爆弾で死んでしまうよりはずっとマシと言うべきだ。

（東京W通信員）

## 2・16強制撤去を実力阻止

### 韓国オプティカルハイテック闘争、日本でも連帯すすむ

韓国オプティカルハイテック支会（OP労組）の闘いは、この2月最初の山場を迎えた。

100％親会社である日東電工は、4月の子会社清算完了へ向け、韓国オプティカルハイテックのある韓国亀尾市行政、裁判所と結託して、「組合事務所の明け渡しと工場撤去作業妨害禁止」の仮処分を決定し、2月16日、裁判所の執行官を先頭に警察機動隊を引き連れて、組合事務所と工場の撤去を強制的に行なおうとした。

しかしながら、予告された撤去作業に対して、韓国最大級の産別組合・全国金属労組（OP労組はその支会）は最大規模の動員をかけ、地域の市民団体、宗教団体も参加しての700名以上が、この緊急事態に亀尾市に駆けつけて、裁判所の執行官を追い返し、OP労組の闘いを守り抜いた。

この第一次「決戦」ともいうべき事態に勝利的な成果を上げたことの最も重要な要因は、一にも二にも当該組合員たちの決死の闘いの覚悟にあったのではないだろうか。当日、工場の門に3mの櫓を立てて、その上に組合員5名がチェーンでお互いの体を結び付け、他の組合員は櫓の周りに集まり、自分の体にチェーンを巻き付け座り込み、そこに結集した人々が壁を作って強制撤去に対峙したため、執行官たちは撤去できないと判断し断念した。

このような当該組合員と所属する民主労総全国金属労組、ならびに地域の連帯する住民団体、宗教団体などとの真に連帯した闘いは、必ずや勝利に導かれるだろうことは歴史が証明する一事例もいえる。にもかかわらず会社側は「予定通り清算手続きを進める」として再び強制撤去を目論んでいる。われわれはOP労組、全国金属労組の闘いに目を離さず、連帯し、日東電工大阪本社・東京本社への闘いを強力に進めなければならない。

この韓国における闘いを受けた形で、日本の「韓国オプティカル・ハイテック労組を支援する会」（支援する会）は、会に参加する全労協やコミュニティーユニオンの春闘統一行動に組み込まれた日東電工東京本社行動に参加し、大きな成果を上げることができた。またこの行動には、韓国から当該の組合員も遠征し、闘争の先頭で参加した。

すなわち2月15日の東京総行動（主催・けんり総行動実行委員会）では、OP労組当該を中心に「支援する会」も一日行動に参加し、日東電工東京本社行動ばかりではなく、経団連での要請行動では、韓国オプティカル・ハイテック争議の早期解決を要求し、このことを中心的な課題とする両期的な取り組みがなされた。

また2月26日の「支援する会」の定例行動（毎月第4月曜）に引き続いて、27日はOP労組遠征団が大阪の仲間とともに大阪本社行動を闘い、また遠征団は28日にはコミュニティーユニオン首都圏ネットワークの一日行動に参加し、東京本社前では120名を超える仲間たちと共に、不当解雇撤回（雇用継承）を日韓労働者連帯で闘った。

これら2月における幾度にもわたる波状的な闘いによって、一つの小さくない成果が得られた。それは、会社側による（当然日東電工本社の意向による）組合員自宅の敷金・土地・建物などへの仮差押えに対する組合側の異議申し立てが受理され、会社側の仮差押えが棄却されたことである。

このようにOP労組支援の闘いは、確実に前進を遂げている。このような中、予期せぬ報が入ってきた。それは「支援する会」の結成集会にも参加し、日本の韓国進出企業の労働運動弾圧にともに闘い続けてきた「韓国良心囚を支援する会全国会議」の石井寛事務局長が、結成集会翌日の1月26日に突然急逝されたこの訃報に接し、韓国ではハンギョレ新聞をはじめ多くの報道機関で取り上げられた。ご家族はかりではなく、共に歩んだ日韓連帯運動関係者に哀悼の言葉を述べたい。

（東京Ku通信員）

## 3・20さようなら原発全国集会

▼東京・代々木公園　集会・午後1時半　デモ出発・3時

### 前号訂正

1面オプティカル闘争の記事で、「工場屋上」の誤り。

「工場屋上」とあるのは、「社屋屋上」の誤り。

# 三里塚・横堀農業研修センター強奪裁判始まる

# 強制手段は93年合意違反

## 1・29千葉地裁

1月29日、横堀農業研修センター裁判第1回口頭弁論の傍聴行動を行ないました。行動お疲れ様でした。

「横堀農業研修センター裁判を支える会」では正午、千葉県庁前で反対同盟旗と横断幕を広げて、宣伝活動を行ないました。参加者は13人。

この日の千葉地裁では、所持品検査がありました。

傍聴券のために、地裁601号法廷の近くの6階廊下に並び、14時45分に整理券が配られ、並んだのは40人弱。

14時50分段階で整理券の数が66の傍聴席以下ということで、抽選無し。引き換えで傍聴券が配られ、601号法廷に入りました。

▲　1・29裁判後の報告集会（清井弁護士、柳川さん、佐藤さん）

15時過ぎに開廷し、提出されている原告の訴状と被告の答弁書・証拠説明書について裁判官から確認。

被告席（傍聴席から右手）には清井礼司弁護士、柳川秀夫さん、佐藤幸子さん。反対側に原告空港会社代理人。

被告の答弁書と柳川さんの陳述書を読み上げたとする手続きがとられ、裁判官から両者の主張についての「主張整理メモ」が出され、次回の口頭弁論（4月22日）について確認し、短時間でこの日の裁判は終了。

閉廷後は、県教育会館に移動して裁判報告集会。参加は37人プラス取材（共同通信）。

集会では、清井弁護士が裁判について説明。

「裁判所が主張整理メモを出してきた。裁判所も図面がよく分からないと原告側に指摘していた。分からない点があれば強制執行はできない。できない余地が残る。」

柳川さんの陳述書の読み上げに続いて、清井弁護士は次回以降、柳川さん、平野靖識さん、田村明比古成田空港社長の3人を証人申請したことを報告。

証人として申請している平野さんは、「この裁判は、あらゆる強制的手段を取らないという約束に反している。自信を持って闘いましょう」。

被告の佐藤さんは、「ひょんなことから被告になって非常に光栄です。年齢は年齢だが、私なりに合宿所や三里塚にかけた思いを出していきたい。ご支援のほどをお願いします」。

裁判についての質問と清井さんの説明の後、支える会呼びかけ人から中川憲一さん、関西から渡邊充春さんが発言。

元逮帯する会の柘植洋三さんは、「合宿所をつくるとき、前田俊彦さん、吉川勇一さんが現地に行って、権利を主張できる場所はここだと決めた。労農合宿所の価値は党派に限定せず、誰でも受け入れたこと。合宿所がどこか単独の持ち物だったら、今日のように人々が集まることにはならなかった。運動体としての大事な価値。なぜ小さな土地にこだわって闘うのか、を全国に広げられる」。

田んぼくらぶから鈴村多賀志さんが発言。

最後に4月7日の裁判を支える東京集会、また、4月22日第2回口頭弁論（開廷13時半、千葉地裁601号法廷）への呼びかけが行なわれた。以上。（繁山達郎さん報告文を整理）

◎4・7東京集会

4月7日、「横堀農業研修センター裁判を支える東京集会」が都内・文京区民センター2Aで開かれる（午後1時半開会）。主催は、横堀農業研修センター（旧労農合宿所）裁判を支える会。

映像上映、清井礼司弁護士の裁判報告、柳川秀夫さんの発言、鎌田慧さん・白川真澄さんによる対談「労農合宿所の始まりの物語」、等々を予定。

## 横堀農業研修センター裁判 第1回口頭弁論

# 陳述書　柳川秀夫

今般、成田空港会社は私たち三里塚芝山連合空港反対同盟（以下、反対同盟）および共有者44名に「申入書」（6月15日付）を送りつけてきました。

それには「本書面到着後1か月以内に本件各建物等を収去して、下記土地を明け渡していただけない場合は、当社としましては、法的措置もやむを得ないものと考えております。」とありました。第3滑走路に必要な土地を手に入れるため、有無を言わせずに土地を取り上げるという恫喝そのものです。

訴状では、原告は「政府全額出資（資本金1197億3680万円）の株式会社であり、被告柳川外3名に対する上記賠償額の全額を支払う能力を十分有している。」と述べています。

訴状の理由として、主要な国際空港として成長し、これからも増大が見込まれる。

そのため、空港拡大を図り機能強化（第3滑走路）の必要があるとしています。

はたして機能強化のために明け渡せといわれる場所が決定的に阻んでお要なのか、理由として不鮮明なところです。

又、土地明け渡しの補償金額の提示により、収去という最終の道を示した一方的な通告であります。

空港問題の歴史を遡るまでもなく、又、ウクライナ、パレスチナ等での事態でも明らかなように強行手段は必ず反撥があり、不幸なことが伴うものです。

時の流れとして文明はそのような強行を超えなければならないと思います。

三里塚では、1966年の閣議決定後、「同策」として地元の農民・住民の意志を国家権力・警察機動隊の暴力で抑え込み、空港建設を推し進められてきました。位置の決定から建設、開港まで全ての過程でこのようなことが行われてきました。

一坪共有運動は強権的な空港建設に反対する取り組みとして始まり、旧労農合宿所は三里塚に心を寄せる人々が集う場として1977年から長年活用されてきました。

政府・旧空港公団はシンポジウムで、それまでのやり方が誤りであったと謝罪し、「今後強権的な手段は用いない。話し合いによる解決をはかる」と約束しました。約束に従って、土地強制収用の根拠となる事業認定を旧運輸省は取り下げました。

ならば、今回のような土地明け渡し、建物撤去の裁判は起こされてならないはずです。

私たち反対同盟は、1991年から1993年の政府及び新東京国際空港公団（現・成田国際空港株式会社）とのシンポジウムで、地球的課題として持続可能なあり方を提案して、空港という巨大開発が問題ではないかと問題提起をしてきました。

巨大開発の問題は、地球の人類の生存、地球全体の生存に関わるところまで事態は深刻化しています。私たちの考え方としては、腹八分をものさしとした社会をきちんと考えなければならないということです。温暖化が問題になっているときに、土をひっぺ返して、なおさら温暖化に近づくようなことをなぜやるのかと言わざるを得ません。横堀研修センターの周辺がまがりなりにも樹木が繁り自然の状態を維持できていたのも、私たちが横堀農業研修センターと共存地が守ってきたからに他なりません。1966年より57年間守られてきた土地が蛮行の対象になろうとしています。

畑で農作業をしている人々が、現実にはどのような生活をしているのかーそれが北海道庁によって「ウタリ生活実態調査」として戦後初めて行われたのは、1972（1972）年である。戦後憲法が制定されてだいぶ後のことであり、世にいう「高度成長」の時代が終わりかけの頃である。以後、第三回（1979年）、第四回（1993〔平成5〕年）と調査は行われる。

1972年から1993年の調査の間に、道内居住のアイヌの人口は、4558世帯−7328世帯、世帯1万1829人−2万3830人と増え、居住市町村は39−75へと拡大している。ただ支庁別にみると、居住地は、日高9299人（39%）、胆振7330人（30・8%）、石狩2176人（9・1%）、釧路1765人（7・4%）と、日高・胆振支庁に偏っている（両支庁内だけで合わせて約7割）。

産業別の就業者は、1993年調査で見ると、第一次産業34・6%、第二次産業32・4%、第三次産業32%であり、ほぼ等分の割合である。業種別でみると、建設業22・3%、漁業13・1%、製造業9・7%、農業9・4%が上位を占めている。しかし、中小企業や農業の経営規模は、多くが零細な

▲　横堀農業研修センターでの、今年の旗開き（1・7）

（4面より）

い』第三六号）。

（iv）戦後のアイヌの生活実態

アイヌ民族の人々が、

1993年の調査の問題は、1993年の政府及び新東京国際空港公団（現・成田国際空港株式会社）とのシンポジウムで、地球的課題として持続可能なあり方を提案して、空港という巨大開発が問題ではないかと問題提起をしてきました。

巨大開発の問題は、地球の人類の生存、地球全体の生存に関わるところまで事態は深刻化しています。私たちの考え方としては、腹八分をものさしとした社会をきちんと考えなければならないということです。温暖化が問題になっているときに、土をひっぺ返して、なおさら温暖化に近づくようなことをなぜやるのかと言わざるを得ません。横堀研修センターの周辺がまがりなりにも樹木が繁り自然の状態を維持できていたのも、私たちが横堀農業研修センターと共存地が守ってきたからに他なりません。1966年より57年間守られてきた土地が蛮行の対象になろうとしています。

更に緑の大地をひきはがし、コンクリートで固めようとすることはあらゆる意味で大罪です。

それなのに、空港をもっと巨大化させ、谷津や田んぼを埋め、コンクリートで固めようとしている。これは今の時代の要請に合致することではありません。

反対同盟は空港会社のこのようなやり方を断じて認めることはできません。

私たちはこのような観点から、横堀農業研修センターの土地取り上げ、建物の撤去には反対し、空港会社の訴えの却下を求めるものです。

2024年1月29日

ものである。

第四回調査でみても、生活状況は「三分の一近くの人がとても苦しいと答えており、生活保護を受けている人も四四三世帯・九二五人（人口一〇〇〇人中保護を受けている人の割合＝保護率は、三八・八）いた。世帯・人数・保護率ともに調査ごとに減少してきているが、アイヌの人たちが住む市町村の平均保護率は一六・四であり、それと比べると二・三倍の格差が依然としてある。こうした格差は、高校・大学進学率にも影響している。高校進学率はアイヌ居住市町村の平均九六・三%に対してアイヌ世帯は八七・四%、大学進学率も二七・五%に対して一一・八%と、かなり差がついている。」（小笠原信之著『アイヌ近現代史読本』P.238）のであった。

こうした状況の下で、差別は依然として無くなっていない。「最近六、七年間に自分が何らかの差別を受けたことがある人は七・三%、他の人が受けたのを知っている人は一〇・一%いた。差別を受けた場面は、学校四二%が圧倒的に多く、次いで結婚のことで二三・二%、職場で一七・九%、交際のことで一〇・七%、就職のことで九・八%などとなっている。」（同前　P.238）のであった。

アイヌの人々を対象とした生活実態調査には、北海道庁が行なったもののほかに東京都が行なったものがある（1975年、1989年）。これには、宇梶静江さんが1974年に結成した東京ウタリ会（後の関東ウタリ会）のメンバーが再三にわたって、都庁や都議会へ懸命に働きかけた努力の結果であった。

生活苦から大都市に移住するのは一般的であるが（特に高度成長期）、アイヌの人たちにはそれに差別問題がからんでいた。『東京都在住ウタリ実態調査報告書』（1989年）によっても、「上京の動機は二つに分けられ、一つは北海道での生活苦から抜けだしたいからであり、もう一つは物心がついてから続いている北海道でのアイヌ差別から逃れたいからで、両者は深く結びついている。……」（P.9）と述べられている。

しかし、東京に出たからといって、差別が無くなったわけではない。調査結果では、「過去にアイヌとしての差別を受けたかどうかを尋ねた結果では、回答者517人の8割以上が差別されたと答えている。／さらに複数回答で差別の内容と場所について尋ねた結果をみると、429人が1人当たり2・2の件数を挙げ、そのうち19・2%は東京での差別である。東京在住期間の短さを勘案すると、東京での差別は北海道での差別と比べて一概に少ないとはいえない。」（同前　P.9）のである。

なお、調査対象のアイヌは、518世帯・863人で、有効回収数は407世帯・514人だった。これと前回調査の実績もふまえると、都内に住むアイヌ総数は約2700人と推定されている。

（つづく）

# 経済安全保障法案を廃案に

## 企業・研究者の「適性評価」で、戦争体制へ動員

岸田内閣は、戦争する国づくりの一環として、国が指定した経済安全保障上の機密情報を扱う人を認定する「セキュリティ・クリアランス（適性評価）」制度などの導入を盛り込んだ新法「重要経済安全保障情報保護・活用法」を制定しようとしている。

2月27日に同法案を閣議決定し、今通常国会（6月まで）に提出した。

法案は、インフラ物資の供給網である「重要経済基盤」に関する計画や革新技術などの情報のうち、漏洩すると安全保障に支障を及ぼす恐れがあるものを「重要経済安全情報」に指定し、これを漏えいした場合は最長5年の拘禁刑を科すと定めている。重要経済基盤とは、電気やガス、鉄道や空港・港湾、電波通信や金融などの「重要インフラ」と、半導体・航空機部品・蓄電池などの「重要物質」供給網を指している。そこには人工知能AIや宇宙関係も政権の念頭にあるのは間違いない。

そして、政府が指定した経済安全保障上重要な情報に接する必要がある公務員や民間事業者、大学を含む研究者などに対して政府が調査し、適格性を確認した上で情報を提供する仕組みである。

法案はこの「適性評価」で、①家族・同居人の生年月日や国籍、②犯罪歴、③薬剤乱用や精神的疾患の有無、④飲酒習慣とその節度、⑤経済状態などにわたって国の行政機関が調査すると定めている。そのためプライバシーが侵害され、調査を拒めば、企業が取り組む研究開発や情報保全の部署などから外される可能性も高い。

また経済安全保障という概念が不明確で、政府が自由に解釈して秘密指定ができ、漏えい時には重罰をもって対応できる悪法である。

政府は、与党の裏金づくりと税金逃れをあいまいにして、戦争する国づくりと軍拡政策を支える産業づくりを目指して、この悪法を制定せんとしている。軍事転用可能な技術開発をする研究者や、政府の仕事を受注したいベンチャー企業などの「企業秘密」を政府が吸い上げ、企業を国家統制する入口にもなりかねない。

昨年12月27日、大川原化工機事件の国賠訴訟で東京地裁は、警視庁公安部の逮捕および東京地検の起訴について違法性を判決した。警察・検察のでっち上げが断罪されたものである。

この事件は、大川原化工機が中国などに輸出する噴霧乾燥器が軍事転用可能な規制対象であるとして、外為外国貿易法違反容疑をでっち上げたもので、後に起訴が取り消された事件である。

経済安保法案は、その「重要経済安全情報」が、既存の特定秘密保護法の対象に加えられるため、経済・技術全般についての秘密保護法ともなってしまう。大川原化工機事件のような不当弾圧が頻発しかねない。

岸田軍拡反対、改憲阻止の闘いと一つのものとして、経済安保法案を廃案にさせよう。（A）

---

## 東電刑事裁判 ――草野判事は降りよ、口頭弁論を開け！

# 巨大法律事務所と最高裁の癒着

福島原発刑事訴訟支援団は、高裁不当判決破棄を求めて、最高裁第二小法廷の草野耕一判事が東京電力刑事裁判の審理を自ら回避すること、また大法廷で口頭弁論を開催することを、これを求めて連続闘争に決起した。

昨年11月20日の最高裁前アピール行動に続いて、1月30日の最高裁前署名捉出行動。2月11日には都内で講演集会を開催した。さらに3月8日には、最高裁前行動&報告集会を予定している。

福島第一原発事故は、人々の暮らしと人生を破壊し、被害者・被災者は今も苦しみの只中にいる。それでも東電と司法が癒着し、当時の経営陣の唯一人も事故の責任を問われない現状が続いている。高裁無罪判決を破棄させ、業務上過失致死傷罪の刑事責任を取らせる必要がある。

### ●1・30署名提出行動

寒風が吹きつける最高裁前に、約70名の労働者市民が結集。署名提出の前段集会は、福島原発刑事訴訟支援団・佐藤和良団長の主催者挨拶で開始。

佐藤団長は、「最高裁第二法廷の草野耕一裁判官は、東電と密接な関係にあり公平・公正な審議ができない。自らやめてほしいと全国に呼びかけ、その署名を今日最高裁に提出する」と発言した。

次いで福島原発告訴団の海渡雄一弁護士が発言し、「西村あさひ法律事務所に所属する複数の弁護士が、東電や関連会社に関係し、法的助言を行なっている。草野裁判官はその事務所の代表だった。寺西判事補事件の最高裁決定は、『裁判官は独立して中立公平な立場で職務を行なう』とした。法律家として良心があるならば、審議から回避すべきだ」と最高裁に向って訴えた。

同弁護団の大川陽子弁護士は、福島原発事故国賠訴訟・最高裁第二小法廷の「2022年6・17判決での、少数意見・三浦守裁判官の発言はすばらしかった。この第二小法廷で、審理を真実に基づいて行なえば、必ず東電の責任が明らかになる。原発事故を起こせば大惨事になる。それでも東電は責任を取っていない。絶対に許さない」と闘う決意を表明した。

告訴人からの発言では、郡山市に避難した蛇石いくこさん。「原発事故から十数年。東京地裁・高裁での不当判決で、東電の責任を最高裁で争う事態になった。大きな力で押しつぶされそうな現実がある。しかし「署名には、市民の血と汗と涙が詰まっている。裁判官に良心があるならば自ら退くべきだ。この国の腐敗した構造を変えたい」と訴えた。

福島原発神奈川訴訟原告団の村田さんは、「国と東電の責任を追及する裁判で、つい四日前に東京高裁で国の責任を否定する判決が出た。22年6・17最高裁判決以前に判決での、少数意見・三浦守裁判官の発言はすばらしかった。この第二小法廷で、審理を真実に基づいて行なえば、必ず東電の責任が明らかになる。原発事故を起こせば大惨事になる。それでも東電は責任を取っていない。絶対に許さない」と闘う決意を表明した。

告訴人からの発言では、郡山市に避難した蛇石いくこさん。「原発事故から十数年。東京地裁・高裁での不当判決で、東電の責任を最高裁で争う事態になった。大きな力で押しつぶされそうな現実がある。しかし「署名には、市民の血と汗と涙が詰まっている。裁判官に良心があるならば自ら退くべきだ。この国の腐敗した構造を変えたい」と訴えた。

福島原発神奈川訴訟原告団の村田さんは、「国と東電の責任を追及する裁判で、つい四日前に東京高裁で国の責任を否定する判決が出た。22年6・17最高裁判決以前に判決での、少数意見・三浦守裁判官の発言はすばらしかった。この第二小法廷で、審理を真実に基づいて行なえば、必ず東電の責任が明らかになる。原発事故を起こせば大惨事になる。それでも東電は責任を取っていない。絶対に許さない」と闘う決意を表明した。

告訴人からの発言では、郡山市に避難した蛇石いくこさん。「原発事故から十数年。東京地裁・高裁での不当判決で、東電の責任を最高裁で争う事態になった。大きな力で押しつぶされそうな現実がある。しかし「署名には、市民の血と汗と涙が詰まっている。裁判官に良心があるならば自ら退くべきだ。この国の腐敗した構造を変えたい」と訴えた。

### ●2・11講演集会

2月11日都内で、「大手法律事務所に支配される最高裁！東電刑事裁判で改めて問われる司法の独立」と題して講演集会が開かれ、2百名近くが参加。主催は、福島原発刑事訴訟支援団。

講演は、「裁判所・東電・巨大法律事務所のつながりと原発裁判」との演題で、ジャーナリストの後藤秀典さん。

後藤さんは、司法と東電など電力資本との癒着する裁判の構造について、「特定の巨大法律事務所が最高裁判事の供給源となり、同時に最高裁裁判官の天下り先ともなっている。こうして形成された最高裁と特定の巨大法律事務所、裁判所、国、東電など企業との密接な癒着構造が作られている」と暴露。それが「22年6・17の国を免責する誤った最高裁判決となって顕在化した」と述べた。

巨大法律事務所とは、西村あさひ法律事務所のほか、長島、大野、常松、TMI総合の各事務所などであり、西村あさひは、今年8百人以上の弁護士を抱えている。

草野耕一判事は、その西村あさひの元代表経営者であり、公正・公平な審理などできるはずがない。審理回避は当然の要求である。

ちなみに巨大法律事務所の弁護士が原子力規制庁に勤務し、再び法律事務所に天下る事実も報告。規制当局と電力資本との癒着も指摘された。

弁護団報告では、河合弘之弁護士が次のように述べた。「3・11以降、次々と起こる訴訟に電力側はカネに糸目を付けず弁護士事務所が儲かるほど弁護士事務所が儲かるビックマーケットが出現した。金脈を見つけて巨大法律事務所は、最高裁に人を送り込み、天下り先にもなった。しかし、その構造を攻撃すればダメージになる。大いにやるべき」と述べ、巨大法律事務所が暗躍する背景を明らかにした。

今や東電刑事裁判は最後の重大な侍勝を迎えている。脱原発勢力が世論を動かし、最高裁を二重三重に包囲して、東電の責任を明確にさせよう。

（東京O通信員）

---

## 2月「19の日」行動、岸田政権支持率激低の中

# 岸田終わるだけでは自公は続く

各紙の世論調査で岸田政権支持率がついに十%台へ転落するなか、全国各地で2月の「19の日」行動が闘われた。

東京では国会前で、99回めの行動が、「金権腐敗の自民党政治糾弾！軍拡増税反対！強制代執行による大浦湾埋め立て着工糾弾！改憲発議反対！2・19議員会館前行動」として取り組まれ、900名の労働者市民が参加した。主催は、戦争させない・9条壊すな！総がかり行動実行委と、改憲NO！全国市民アクション。

行動は、総がかり行動実行委共同代表の菱山南帆子さんの主催者挨拶で開始。「能登は大変な状況で復興が遅れているのに、岸田政権は、命は二の次の原発推進、カネ儲け第一にしている。支持率は毎日新聞調査で14%になっているが、選挙をすれば自公が勝つ。自分たちで行動しなければ、金権腐敗・企業優先の政治は変わらない。闘いを続けて希望のある政治をつくろう！」と訴えた。

時事通信の2月9日調査では、岸田政権支持率は（前月比1・7%減で）16・9%、不支持は（6・4%増で）60・4%と初めて6割超え。朝日新聞の同17日調査では支持する21%、支持しない65%。また「今、総選挙としたら比例区でどの党に投票するか」の問いには、自民21%（前調査25%）、立憲14%（11%）、維新14%（14%）と出ている。

菱山さんが言うように、自民政権支持率が低かろうが高かろうが、選挙では常に自民党に入れるという一定の岩盤保守層があり、したがって選挙で勝つためには普段投票に行かない人々が大きく動き出し、とりあえず野党第一党などへの投票へ向かうという情勢変化が必要である。

さて行動では、各政党挨拶で、まず社民党の新垣邦男衆院議員が発言。「政府は、沖縄県うるま市に陸上自衛隊の訓練施設を作ろうとし、地元では大きな反対運動が起こっている。さらに、うるま勝連分屯地へのミサイル配備が策され、宮古・石垣・与那国のミサイル基地化が進められている。これを許さず、沖縄から政治を変え全国に広げ、政権交代を実現する」と訴えた。

立憲民主党の屋良朝博衆院議員（九州沖縄比例区、昨年繰り上げ当選）は、「辺野古新基地は絶対にできない。半世紀以上たっても不可能。同は国民を騙して税金を投入している。ジュゴンの海を破壊し、珊瑚礁を台無しにした。中国とも敵対し、戦争を準備している。しかしアジアでは別の動きがある。世界を見ないと真実は見えない」と指摘した。他に、沖縄の風・高良鉄美、日本共産党・井上哲士の両参院議員も発言。

市民からの発言では、ふぇみん婦人民主クラブの片岡さんが、オスラエルによるガザと西岸でのジェノサイド（3万人以上を殺害）を糾弾した。1月26日、国際司法裁判所はイスラエルに対し、ジェノサイド防止の暫定命令を出した。ネタニヤフ政権と米バイデン政権はこれに巻き返し、国連パレスチナ難民支援機関UNRWAへの資金援助停止の暴挙に出てきた。この援助停止への日本政府の参加を撤回させねばならない。

### ▼自衛隊の靖国参拝糾弾

続いて、日本山妙法寺の武田隆雄さんが、自衛隊の靖国参拝を糾弾した。1月9日、陸幕の小林副長らが靖国神社を集団参拝。10日には宮古島駐屯地の警備隊長らが宮古島神社を参拝。また、昨年5月に海自練習艦隊が今野司令艦長らが靖国参拝していることも発覚した。自衛隊の一部隊参拝」を禁止する1974年防衛事務次官通達を無視し、これを見直そうとする動きである。戦争する国が必要とする戦死者顕彰へ向かっている。

武田さんは、「靖国・宮古神社参拝は、文民統制の原理を破壊し、平和憲法と民主主義の破壊だ。防衛大臣は事実を調査し、責任の所在を国会で明らかにするよう求める。これを求める共同声明への賛同を！」と訴えた。

最後に、松井菜穂さんが各地でのフェミフリッジ・アクションを紹介。憲法共同センターの高橋さんが、以下を行動提起して終了した。（2月内を略）

3月1日、朝鮮独立運動105周年・キャンドル行動。

4日、イスラエル大使館緊急行動。午後6時半。

14日、有楽町ウィメンズアクション。イトシア前・午後6時。

19日、第100回「19の日」行動。衆参議員会館前・午後6時半。

通常国会で、24年度予算案が衆院を通過すると、改憲発議案作りが進む危険がある。今国会で発議しなければ、岸田の党総裁任期中の改憲はできない。4月28日衆院3補選に合わせた、崖っぷち岸田による破れかぶれ解散だってありえる。改憲発議阻止のためには、野党第一党を維新に取らせないことがポイントとなる。

24「賃金底上げ」春闘、反戦平和の大衆行動を拡大し、岸田政権打倒・政権交代の気運を高揚させよう。

（東京O通信員）

# 広がる先住民族の闘いと深まる先住権思想⑮

# アイヌ民族復権への質的転換

▼堀込　純一

## （5）アイヌ民族の戦後の闘いと国際交流

### （i）アイヌへの「給与地」を取り上げる戦後農地改革

敗戦も間もない1946年2月、全道のアイヌ約2000人が日高の静内町に結集し、「北海道アイヌ協会」を設立した。それは、戦前の同名の協会（1930年に道庁社会課の主導で組織された）の流れを汲むものではあるが、今回は行政指導とは関係のない社団法人として作られ、以前は加わっていなかった旭川アイヌ（近文アイヌ）も参加している。

協会は、アイヌ教育の充実、福利厚生施設の共同化、農事改良・漁業の開発などを事業目的とした。当面の大きな運動目標としては、①「給与地」への農地改革の適用除外、②新冠（にいかっぷ）御料牧場と日高種馬牧場の返還―をかかげた。

戦後農地改革は、寄生地主制と高率小作料から多くの小作農民を解放し、自作農を創設することで抜本的であった。政府は1946（昭和21）年2月から改革に着手したが、GHQから「不徹底な改革」と批判され、同年10月、第二次改革として自作農創設特別措置法と第二次農地調整法を成立させた。これにより不在地主の貸付け農地（小作地）は全てを、在村地主の小作地は1町歩（北海道は4町歩）を超える分を、それぞれ政府が強制的に買上げ、小作人に優先的に売り渡すこととした。また、小作料はすべて金納として、全収穫の25％以内にすることが決定された。

1947年5月、アイヌ協会は札幌で大会を開き、アイヌ「給与地」に対する「農地改革法」の適用を除外することを道農地委員会に要求することを決議した。また、協会代表は2回にわたり上京して、厚生省や農林省に適用除外を陳情している。そして、衆議院には請願書を、マッカーサー総司令官には嘆願書を提出している。（しかし、結局、この問題はGHQの拒絶で挫折する）

ここには、アイヌ民族が追いやられた、以下のような事情があった。

（1）「北海道旧土人保護法」により、1933（昭和8）年までに3070戸へ面積8475町8反余を「給与」したが、その内、農耕不適地や山岳・沼沢が計3475町8反余あるため、実際の農地は5000町歩余で、平均1戸当たり1町5反余でしかなかった（その規模のバラツキは、5町歩から1反未満）。北海道で農業農家として経営を維持するには、一般的に農地5町歩が必要なのだが、それにはるかに及ばないものであった。そこで、一時、土地を他に貸して生活費を補ったり、借金のために不利な条件で和人に賃貸したりした。そして、当人は出稼ぎにより、かろうじて糊口をしのいだ。

（2）こうしたアイヌの窮状を救うため、道庁は1924（大正13）年に各市町村に互助組合を設立し、土地を賃貸する場合には組合経由で行なう。「地主」のアイヌがいつでも自作できる事として土地を保護し、アイヌが安心して他の仕事を出来るようにした。

（3）道庁の働きかけ（内部対立があって、北海道農地部はアイヌ保護に反対であった）により、こうした「不在地主」の土地は1948（昭和23）年3月まで買収（政府による強制買上げ）の対象外とする了解を得て、他の仕事をしているアイヌを帰省させて自作させるようにしていた。それが急に47年6月から買収計画に入れられてしまった。この対象面積は約2000町歩で、アイヌに「給与」された農地の40％にも上る。和人地主のように、土地を買い集め、小作料だけで生活できるように土地を貸している寄生地主制ではなく、アイヌの場合は逆の立場にある。すなわち、借りている和人（小作人）が「豊かな生活」をしているのに、貸しているアイヌが貧しい現状にある。「農地改革法」では、このような貧しいアイヌが「豊かな和人」の土地を取り戻せなくなるという矛盾が生じ、これが実施されれば、アイヌはいっそう窮地に立つ。

（4）「北海道旧土人保護法」は「農地改革法」に対して特別法であり、前者が優先されるべきである。

（5）「北海道旧土人保護法」が存在する限り、アイヌは要保護民である。（北海道ウタリ協会『アイヌ史』資料編3 P 320～321）

一連のアイヌの懸命な活動に対し、北海道農地部は全面的に否定する態度であった。そして、1948（昭和23）年2月、農林省農政局長から北海道知事あてに、「一般農地と同様に取り扱え」との冷淡な通達が下され、再生アイヌ協会の努力を水泡に帰させた。

この結果、1951年の統計によれば、この年までに買収されたアイヌへの「給与地」は、農地が約1970町歩、牧野が約516町歩にのぼり、買収対象となった者は1608名、面積にして34％となっている（『アイヌ民族の歴史』山川出版社 P 237）。

このような理不尽な措置が行政の名で公然と行われたのであり、多くの和人もまたこれを黙認した。だが、アイヌと和人の小作人の要求を両方とも満たすような解決法はあったのであり、それは今でも可能である。

農地改革の実施と前後して、「北海道旧土人保護法」も改定され、1946（昭和21）年9月に第三次改定がなされている。その主な内容は、第四条（職業一般への助成）、第五条（疾病者の救療など）、第六条（死亡者の理葬料給与など）の削除である。第四～六条の対象者には、一般の社会制度を適用するとされたのである。

1947年3月には第四次改定が行なわれ、第二条ノ二「賠償抵当権地上権又ハ永小作権ヲ設定スルコトヲ得ズ」が削除され、「給与地」の免税条項（第二条）も廃止された。これらの結果、「給与地」の譲渡制限と共有財産管理の条文を残し、他は全廃されることとなった。「北海道旧土人保護法」は、ますます形骸化されたものとなった。（第五次改定は、1968（昭和43）年6月）

新冠牧場の返還運動には、アイヌ協会だけでなく、地元の新冠村、牧場設特別措置法と第二次農地調整法を成立させた。

戦後農地改革は、寄生地主制と高率小作料から多くの小作農民を解放し、自作農を創設することで抜本的であった。政府は1946（昭和21）年2月から改革に着手したが、GHQから「不徹底な改革」と批判され、同年10月、第二次改革として自作農創設特別措置法と第二次農地調整法を成立させた。これにより不在地主の貸付け農地（小作地）は全てを、在村地主の小作地は1町歩（北海道は4町歩）を超える分を、それぞれ政府が強制的に買上げ、小作人に優先的に売り渡すこととした。また、小作料はすべて金納として、全収穫の25％以内にすることが決定された。

1947年5月、アイヌ協会は札幌で大会を開き、アイヌ「給与地」に対する「農地改革法」の適用を除外することを道農地委員会に要求することを決議した。また、協会代表は2回にわたり上京して、厚生省や農林省に適用除外を陳情している。そして、衆議院には請願書を、マッカーサー総司令官には嘆願書を提出している。（しかし、結局、この問題はGHQの拒絶で挫折する）

ここには、アイヌ民族が追いやられた、以下のような事情があった。

（1）「北海道旧土人保護法」により、1933（昭和8）年までに3070戸へ面積8475町8反余を「給与」したが、その内、農耕不適地や山岳・沼沢が計3475町8反余あるため、実際の農地は5000町歩余で、平均1戸当たり1町5反余でしかなかった（その規模のバラツキは、5町歩から1反未満）。北海道で農業農家として経営を維持するには、一般的に農地5町歩が必要なのだが、それにはるかに及ばないものであり、生活は極めて困難であった。そこで、一時、土地を他に貸して生活費を補ったり、借金のために不利な条件で和人に賃貸したりした。そして、当人は出稼ぎにより、かろうじて糊口をしのいだ。

（2）こうしたアイヌの窮状を救うため、道庁は1924（大正13）年に各市町村に互助組合を設立し、土地を賃貸する場合には組合経由で行なう。「地主」のアイヌがいつでも自作できる事として土地を保護し、アイヌが安心して他の仕事を出来るようにした。

（3）道庁の働きかけ（内部対立があって、北海道農地部はアイヌ保護に反対であった）により、こうした「不在地主」の土地は1948（昭和23）年3月まで買収（政府による強制買上げ）の対象外とする了解を得て、他の仕事をしているアイヌを帰省させて自作させるようにしていた。それが急に47年6月から買収計画に入れられてしまった。この対象面積は約2000町歩で、アイヌに「給与」された農地の40％にも上る。和人地主のように、土地を買い集め、小作料だけで生活できるように土地を貸している寄生地主制ではなく、アイヌの場合は逆の立場にある。すなわち、借りている和人（小作人）が「豊かな生活」をしているのに、貸しているアイヌが貧しい現状にある。「農地改革法」では、このような貧しいアイヌが「豊かな和人」の土地を取り戻せなくなるという矛盾が生じ、これが実施されれば、アイヌはいっそう窮地に立つ。

（4）「北海道旧土人保護法」は「農地改革法」に対して特別法であり、前者が優先されるべきである。

（5）「北海道旧土人保護法」が存在する限り、アイヌは要保護民である。（北海道ウタリ協会『アイヌ史』資料編3 P 320～321）

一連のアイヌの懸命な活動に対し、北海道農地部は全面的に否定する態度であった。そして、1948（昭和23）年2月、農林省農政局長から北海道知事あてに、「一般農地と同様に取り扱え」との冷淡な通達が下され、再生アイヌ協会の努力を水泡に帰させた。

この結果、1951年の統計によれば、この年までに買収されたアイヌへの「給与地」は、農地が約1970町歩、牧野が約516町歩にのぼり、買収対象となった者は1608名、面積にして34％となっている（『アイヌ民族の歴史』山川出版社 P 237）。

このような理不尽な措置が行政の名で公然と行われたのであり、多くの和人もまたこれを黙認した。だが、アイヌと和人の小作人の要求を両方とも満たすような解決法はあったのであり、それは今でも可能である。

農地改革の実施と前後して、「北海道旧土人保護法」も改定され、1946（昭和21）年9月に第三次改定がなされている。その主な内容は、第四条（職業一般への助成）、第五条（疾病者の救療など）、第六条（死亡者の理葬料給与など）の削除である。第四～六条の対象者には、一般の社会制度を適用するとされたのである。

1947年3月には第四次改定が行なわれ、第二条ノ二「賠償抵当権地上権又ハ永小作権ヲ設定スルコトヲ得ズ」が削除され、「給与地」の免税条項（第二条）も廃止された。これらの結果、「給与地」の譲渡制限と共有財産管理の条文を残し、他は全廃されることとなった。「北海道旧土人保護法」は、ますます形骸化されたものとなった。（第五次改定は、1968（昭和43）年6月）

### （ii）沈滞から再生へ

しかし、アイヌ解放運動にとっては、戦後農地改革による「給与地」取り上げに反対する闘いの挫折は大きかったようである。その後、アイヌ解放運動には、厳しい苦難の道が待ち受けていた。

アイヌ協会の機関誌『北の光』が創刊されたのは一九四八年であるが、機関誌は創刊号のみの発刊にとどまり、以後、一九五〇年代を通して、アイヌ協会の団体としての活動は確認できなくなる。（『アイヌ民族の歴史』P 320）のであった。

以下、主な活動事項や関連事項などを列挙する。

＊1961年4月、「北海道アイヌ協会」は「北海道ウタリ協会」とその名称を変更する。その背景には、戦後社会にあっても依然として、アイヌに対する差別が強く存在したからである。

＊1968年、北海道では「風説百年獅子と未来」をキャッチフレーズに、「北海道開拓百年」を顕彰する祝典と記念事業が行なわれた。北海道開拓記念館（後に北海道博物館と改称）や、札幌近郊に森林公園、道内各地にスポーツ・青少年研修施設などの建設ラッシュがつづく。9月2日に実施された式典には、天皇皇后、内閣総理大臣、国会議員、地方公共団体議員など4000人、一般参列者2万4000人、ほかに公開演技に出場した青少年など、計5万人が参加する国家的な式典が執り行なわれた。しかし、アイヌからの参加はわずか5名であり、それは「文化人等」の肩書であり、もちろん先住民族アイヌの代表ではなかった。それは、近代北海道開拓の裏面が、先住民族アイヌへの抑圧・支配であり、アイヌの犠牲の上に築かれたものであることをよく示したものであった。

＊しかし、この頃からアイヌ解放運動は、質的な転換を進めるようになる。それは、ベトナム反戦運動や学生など若者の既成秩序への批判が、日本のみならず世界各地で澎湃と湧き上がるのと連動したものであった。アイヌ解放運動の質的転換の核心点は、戦前以来の「日本人の一員としてのアイヌ」という同化主義を払しょくし、アイヌ民族の誇りと自立を復活させる新たな解放運動の確立である。アイヌの若者たちはラディカルな政治運動のみならず、文芸活動やコタンの調査などの広範な社会運動を拡大させた。（リチャード・シドル著『アイヌ通史』岩波書店 2021年 P 312～321 を参照）

＊1969年9月、シャクシャイン没後300年にあたり、静内町でシャクシャイン顕彰会が設立された。これもまた、歴史の見直しを通じて、アイヌ民族の誇りと自立を復権させる広範な活動の一つである。

＊形骸化してしまった「北海道旧土人保護法」は、1964年、1968年に行政管理庁が廃止を道庁に勧告している。当時、道庁は「時期尚早」と反対し、北海道ウタリ協会も「即時廃止は、政府に民族対策を失わせる」として反対していた。しかし、70年6月になると、五十嵐広三旭川市長の提案で、全道市長会が廃止を可決し、ウタリ協会も総会（6月）で、廃止を決議している。

＊1977～78年にかけて、アイヌ民族の活動家は、中国、アメリカ、カナダなどの先住民との交流活動を行なう。世界の活動家の先進的な闘いの教訓を学びながら、彼らは、国内での闘いを推進する。

＊1981年11月、北海道民族問題研究会の海馬沢博代表は、北海道大学にアイヌ遺骨に関して、公開質問状を突き付けた。

＊この時期においても、日本政府の“先住民族としてのアイヌの存在”を否定する従来からの見解は、変わることはなかった。「1981年10月に（＊国連の）規約人権委員会で審議された日本政府の第1回報告書は、アイヌ民族を含めて『少数民族は我が国に存在しない』と明言し、出席した宮川明憲日本政府代表はその理由を『明治維新以来のコミュニケーション・システムの急速な進歩のため』アイヌ人は消滅し、彼らを先祖にもった『ウタリ人』がいるだけだという『珍説』を展開した。」（『ウォッチ！規約人権委員会』日本評論社 1999年 P 86）と言われる。子孫が存在し、民族としての属性が維持されている限り、もちろんのこと先住民族としてのアイヌ民族は存在しているのである。コチコチの同化主義者である日本政府代表は、観念の上で、アイヌ民族を完全に抹殺し続けているのである。

### （iii）「北海道旧土人保護法」の撤廃と新法制定を要求

1984年5月、北海道ウタリ協会は、「アイヌ民族に関する法律（案）」を決議し、「北海道旧土人保護法」の撤廃を求めた。

「アイヌ民族に関する法律（案）」は、前文、制定理由、および6項目要求・基本的人権・参政権など）で構成されている。

まず前文で「日本国に固有の文化を持ったアイヌ民族が存在することを認め、日本国憲法のもとに民族の誇りが尊重されること」を求めている。制定理由では、「明治維新によって近代的統一国家への第一歩を踏み出した日本政府は、先住民であるアイヌとの間になんの交渉もなくアイヌ・モシリ全土を持主なき土地（＊無主地）として、一方的に領土に組み入れ」「アイヌ民族は、まさに存在そのものを脅かされるにいたった」ことと、また「アイヌは、給与地（＊一八九九年「明治三二年」制定の『北海道旧土人保護法』で下付された『給与地』のこと。……）にしばられて居住の自由、農業以外の職業を選択する自由をせばめられ、また、教育においては、民族固有の言語をうばわれ、差別と偏見を基調とした「同化」政策によって、民族の尊厳をふみにじられた」ことなどの差別の実態を記したうえで、「アイヌの民族的権利の回復を前提にした人種差別の一掃、民族的自立化対策の振興、経済的かつ総合的な制度を確立すること」が緊急の課題になっているとして、「相呼的なアイヌ民族差別法である北海道旧土人保護法」を廃止し、新たなアイヌ民族に関する法律を制定することを要求した。

6項目要求では、①基本的人権―民族差別を撤廃して、民族としての権利の保障、②参政権―アイヌは一般的な参政権を憲法に保障されているが、これとは別に民族代表を政治参加させる権利の保障、③教育・文化―アイヌ民族の子どもへの教育振興・民族教育およびアイヌ語を含むアイヌ文化の振興・研究、④農業漁業商工業など―アイヌの就業者に対する適正経営規模の確立、⑤民族自立化基金―アイヌの高齢者への年金の支給等、特別なニーズを含めアイヌ民族政策全般に対応する自主財源の確保、⑥審議機関―中央・地方にアイヌ民族政策に責任をもつ機関の設置―が掲げられた。（北海道ウタリ協会機関誌『先駆者の集

（2面へ）

目次


Ⅰ　アメリカ先住民の衰退化と1960年代からの復権運動
Ⅱ　カナダ連邦の形成と多文化主義の発展
Ⅲ　「無主地」観念否定の画期的な「マボ判決」
Ⅳ　闘いは国際組織にも波及
Ⅴ　アイヌ民族の先住権獲得を
（1）アイヌ民族の支配・同化を推進する近代日本
（2）国境線の画定とアイヌ強制移住
（3）北海道庁の設立と北海道型の地主制形成
（4）アイヌ民族を劣等視し、就農強制のための保護政策
（以上、639～652号）